

鹿角市公告第202号

鹿角農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案並びに変更理由書を次により縦覧に供する。

鹿角市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案に係るものに関して、意見があるときには、令和5年1月5日の縦覧期間満了の日までに、市に文書により意見書を提出することができる。

意見書の提出があった場合は、鹿角農業振興地域整備計画を変更した旨の公告をする際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告をする。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和5年1月5日の翌日から起算して15日以内に鹿角市に対して文書により申し出ることができる。

令和4年12月1日

鹿角市長 関 厚

1. 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和4年12月 1日

至 令和5年 1月 5日

2. 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧場所

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市産業部農業振興課

3. 意見書、異議申出書の提出先

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市産業部農業振興課